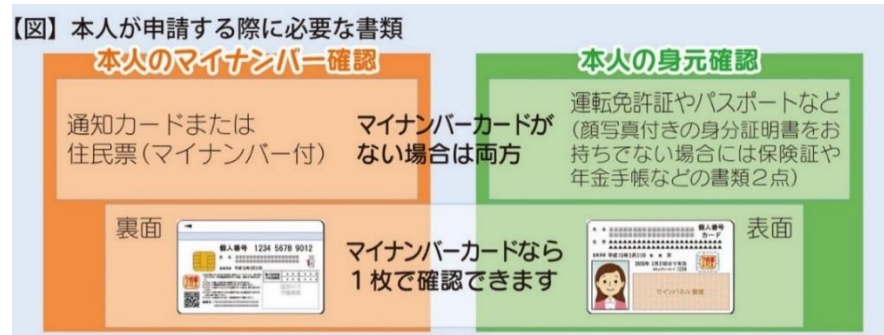


平成28年1月から焼津市でも手続きの時にマイナンバーの記入や提示が必要になります

平成28年1月から、市の手続きでもマイナンバーの記入や提示が必要になります。手続きをする場合は、今までの必要書類に加え、マイナンバーの提示と本人確認が必要です。下表の本人が申請する際に必要な書類を持参して手続きをしてください。



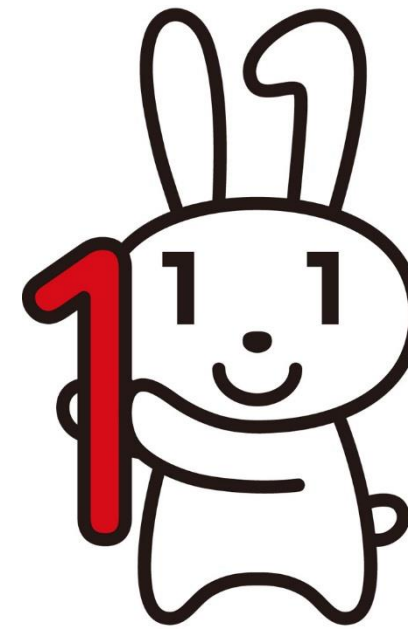
マイナンバーの記入や提示が必要になる主な手続き

下表以外にもマイナンバーが必要になる場合があります。詳しくは各担当課にお問い合わせください。

業務分野	手続	問合先	電話番号	
地方税	個人市県民税(平成29年度分以降)の申告	課税課市民税担当	626-2149	
	固定資産税(償却資産)の申告	課税課償却資産・諸税担当	626-1142	
	軽自動車税の減免申請手続き			
医療保険	国民健康保険の加入や脱退の届出手続き	保険年金課保険担当	626-1113	
	国民健康保険税に関する申告および申請手続き			
	療養費など国民健康保険給付の申請手続き	保険年金課給付担当	626-1112	
	限度額適用認定証(入院時などに使用)などの認定申請手続き			
	交通事故など第三者行為による受診の届出手続き			
	高齢者の医療に関する手続き	保険年金課後期高齢者担当	626-2164	
	介護保険	介護保険の認定に関する手続き	長寿福祉課認定担当	626-1167
		介護保険の給付、保険料に関する手続き	長寿福祉課保険給付担当	626-1159
	福祉	児童手当・児童扶養手当の支給に関する手続き	子育て支援課給付担当	626-1137
		特別児童扶養手当、特別障害者手当の支給に関する手続き	地域福祉課障害福祉担当	626-1127
保育所などへの入所に関する手続き		こども育成課保育・幼稚園担当	626-2772	
生活保護に関する事務手続き		地域福祉課生活保護担当	626-1127	
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付手続き		地域福祉課障害福祉担当	626-1127	
自立支援医療の手続き				
障害福祉サービスの提供に関する手続き		地域福祉課障害支援担当 障害福祉担当	626-1127	
保健	妊婦への保健指導や母子健康手帳交付時など母子保健に関する手続き	健康増進課母子保健担当	627-4111	
	未熟児養育医療に関する手続き	子育て支援課給付担当	626-1137	
教育	就学援助に関する手続き	教育総務課庶務担当	662-0512	
	特別支援教育就学奨励費に関する手続き			
防災	被災者生活再建支援金の給付や被災者に対する租税減免の手続きは、災害の規模などにより問い合わせ先が異なりますので、手続きができるときに、お知らせいたします。			

マイナちゃんのマイナンバー便り 保存版

マイナンバー制度を知ろう！ (社会保障・税番号制度)



平成27年10月からスタートしたマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)。

「名前を聞いたことはあるけれど、内容はよくわからない」という方もまだまだ多いのではないのでしょうか？

平成28年1月から市役所の手続きでもマイナンバーの記入や提示が必要になるなど、今後本格的にマイナンバーを利用する機会が増えていきます。

焼津市では、「マイナちゃんのマイナンバー便り」として「広報やいづ」でマイナンバー制度についてお知らせしてきましたが、今回はこれまでの記事をまとめた保存版です。ご家庭で保管しご活用ください。

マイナンバー制度に関する問合先

●マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(無料)

【外国語窓口】英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応(無料)

制度に関すること・・・☎0120-0178-26 通知カード・マイナンバーカード(個人番号カード)に関すること・・・☎0120-0178-27

【受付時間】

月～金曜日(土日・祝休日、年末年始を除く)の午前9時30分～午後5時30分

●マイナンバーカード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp>

◇焼津市役所情報政策課 ☎054-623-4791

月～金曜日(土日・祝休日、年末年始を除く)の午前8時30分～午後5時15分

通知カード・マイナンバーカード(個人番号カード)の交付について

◇焼津市役所市民課 ☎054-626-1116 大井川市民サービスセンター ☎054-662-0541

月～金曜日(土日・祝休日、年末年始を除く)の午前8時30分～午後5時15分

1 一人にひとつ、マイナンバー

マイナンバー（個人番号）は、住民票を有するすべての方に1人ひとつの12桁の番号を付番して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同じ人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤で、一生使う大切なものです。

こんなときにマイナンバーが利用されます	
社会保障分野	年金、健康保険、雇用保険、労災保険、ハローワーク、生活保護、公営住宅入居申請、医療保険事務など
税務分野	税務当局に提出する確定申告書、届出書、法定調書など
災害対策分野	被災者生活再建支援金の申請、被災者台帳事務など

2 マイナンバー制度の3つの効果

マイナンバー制度により、次の3つの効果が期待できます。

3つの効果	
①面倒な手続きが簡単に	各種申請時に必要な証明書などの書類が減り、手続きが簡素化されます。
②公平・公正な社会を実現	正確な所得状況等を把握しやすくなり、社会保障や税の給付と負担の公正化が図られます。
③行政事務の効率化	自治体間の情報連携により、手続きがスムーズになり、様々な情報の照合、入力などの作業が削減されます。



3 安心・安全な仕組み

マイナンバーは、個人の複数の情報を結びつけることができるため、利便性が高まる一方、情報漏えいや、不正利用があった場合の影響も大きいことから、厳しく管理されなければなりません。

そこでマイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）が厳重に管理されるよう、制度面とシステム面の2つの仕組みが整えられています。

4 カードは2種類 通知カード・マイナンバーカード（個人番号カード）

市役所などの手続きでマイナンバーを提示するとき使用するカードは2種類あります。（下表参照）

	通知カード	マイナンバーカード(個人番号カード)
		
	マイナンバーをお知らせするための紙製のカード	マイナンバーが記載された顔写真付きのプラスチック製のカード
対象	住民票の登録をしているすべての人	取得を希望する人
記載情報	マイナンバー（個人番号）、氏名、住所、生年月日、性別	左記の通知カードの記載情報に加え、顔写真を表示、ICチップを搭載
利用範囲	マイナンバーの確認	<ul style="list-style-type: none"> 公的な身分証明 マイナンバーの確認 e-Tax(国税電子申告・納税システム)の電子申請 マイナポータル閲覧など
有効期限	なし	10回目の誕生日(20歳未満は5回目の誕生日)



マイナンバーカードがなくてもマイナンバーが必要な手続きをすることができますか？

住民票を有する国民全員に送られる通知カードと運転免許証などの身分証明書があれば、マイナンバーカードがなくても手続きができます。



マイナンバーカードは必ず作らなくてはならないもの？

マイナンバーカードの作成は強制ではありません。希望する方は申請してください。



マイナンバーカードの申請方法は？

次の3つの方法があります。
 ①郵送による申請 ②スマートフォンによる申請 ③パソコンによる申請
 詳しくは、通知カードと同封されている説明パンフレットをご覧ください。
 ※マイナンバーカードの初回手数料は無料です。
 ※申請に必要な顔写真は申請者ご自身で用意してください。



マイナンバーカードの受け取り方法は？

マイナンバーカードは、市役所の窓口で受け取ることができます。
 申請後、市から交付通知書（はがき）が郵送されます（お時間がかかります）。
 交付通知書が届いたら、記載された交付場所（焼津地区の方は市役所市民課、大井川地区の方は大井川市民サービスセンター）に申請者本人が交付通知書と通知カード、本人確認書類をお持ちいただくとマイナンバーカードを受け取ることができます。



通知カードは大切に保管してください！

今後、市役所などでマイナンバーが必要な手続きをする時には、「①マイナンバーの確認書類」と「②本人確認書類」の提示が求められます。マイナンバーカードがなくても、通知カードで手続きをすることができますので（通知カードが「①マイナンバーの確認書類」になります）、大切に保管してください。なお、通知カードは再発行ができますが、再発行手数料（500円）がかかります。

5 目的以外の利用や提供は処罰の対象に

マイナンバーが利用できるのは、法律や条例で定められた社会保障・税・災害対策の分野に限られています。それ以外に他の機関などに提供することはできません。マイナンバーを不正に入手したり、不当に提供したりすると処罰の対象になります。

マイナンバー制度をかたる不審な問い合わせにご注意ください！

マイナンバー制度に関して、市や国の機関から市民の方へメールや電話、訪問などをすることはありません。不審な電話や郵便、訪問があった場合はすぐに警察や市役所へ連絡してください。

不審な電話や訪問があった場合は	消費者ホットライン ☎188 警察 相談専用窓口 ☎#9110
金融機関を語る不審な電話がきた時は	金融サービス利用者相談室 ☎0570-016811
焼津警察署	☎054-624-0110

6 今後のスケジュール

平成28年1月～	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーの利用開始 希望者にマイナンバーカードの交付を開始 <p>税の手続きや医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きに、マイナンバーが必要になります。また、希望者への「マイナンバーカード」の交付も始まります。</p>
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> 証明書のコンビニ交付開始(1月～) マイナポータル利用開始(1月～) 行政機関で情報の連携開始 国(1月～) 地方公共団体(7月～) <p>国や地方公共団体などの行政機関の間で連携が始まると、社会保障関係の手続きの添付書類が省略されるなど、申請者の負担が軽減され、正確でスムーズな手続きができるようになります。</p>

● マイナポータルってなに？

マイナンバーを含む自分の情報が「いつ」「どのように」提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかをご自身で確認することができるポータルサイトです。マイナポータルを利用するにはマイナンバーカードが必要です。